



### シニアのためのスマホ相談会

日 2月24日(金)午前10時～正午・午後2時～4時 場 永山公民館ギャラリー 対 60歳以上の都内在住者 定 同時に2人まで(先着順。1人30分の入れ替え制) 内 対一の相談会 持ち物 自身が使用しているスマートフォン[デモ機(Android)の貸し出しあり] 申 当日直接会場へ 問・主催 東京都スマートフォン普及啓発事業事務局 ☎03(6845)7883、☎03(6684)6327(祝日を除く月～金曜日午前9時～午後5時)



### 令和5年度会計年度任用職員(短期)登録者

職 短期事務補助員、保育士、短期保健師、児童館補助員、軽作業員(選挙事務、学校用務)など 雇 用期間 1年以内 募 条件 年齢制限なし。一部資格を要する職種あり 内 繁忙期の臨時勤務 備 考 登録者の中から必要に応じて採用。詳細は、公式ホームページに掲載、または市役所3階人事課、聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所、永山公民館で配布の募集要項参照。履歴書は返却不可 申 問

### 人事課 ☎(338)6804 コミュニティスタッフ

日常的な施設管理運営・受け付け業務などを行うスタッフを募集します。

●からきだ菖蒲館  
募集人数 ①時間勤務 ②夜間勤務 = 若干名 対 基本的なパソコン操作ができる、徒歩または自転車で通勤可能な市内在住者 面接日 2月26日(日) 採用日 ①令和5年4月1日 ②令和5年6月1日 備考 ①は3月中、②は5月中に研修あり(有給)。詳細は、からきだ菖蒲館で配布の募集要項参照 申 問 2月18日(土)まで[13日(月)を除く]の午前10時～午後8時に、直接、からきだ菖蒲館 ☎(338)6333へ

●貝取こぶし館  
募集人数 昼間勤務 = 若干名 対 基本的なパソコン操作ができ、ボランティア活動に理解があり、チームワークを図るコミュニケーション力を持つ、徒歩または自転車で通勤可能な市内在住者 面接日 3月5日(日) 採用日 令和5年4月1日 備考 代理人の書類提出不可。3月中に研修あり(有給)。詳細は、貝取こぶし館 ☎(389)4196へ

●TOM HOUSE  
募集人数 1日勤務・時間勤務・夜間勤務 = 若干名 対 基本的なパソコン

操作ができる、徒歩または自転車で通勤可能な市内在住者 面接日 3月5日(日) 採用日 令和5年4月1日 備考 詳細は、TOM HOUSEで配布の募集要項参照 申 問 2月20日(月)まで[7日(火)を除く]の午前10時～午後8時に、直接、TOM HOUSE ☎(371)8806へ

### 令和5年度東京都消費生活調査員

調査結果を活用し、業界や事業者に対して必要な指導などを都が行い、事業行為の適正化を図っています。  
任 期 委嘱日～令和6年3月31日 対 令和5年4月1日現在18歳以上で都内在住の、電子メールアドレスを保有し、インターネットを利用できる方 定 300人(選考あり) 内 次のいずれかの調査と消費生活に関するテーマの調査 ①食品の表示状況の店舗調査(全3回) ②入手した広告媒体と店舗での表示調査(全3回) ③日常生活で購入した生鮮食品など20点の内容量調査(全3回) 謝 礼 1回当たり3,000円など 備 考 詳細は、東京くらしWeb ☎https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/t\_cho\_sain/ 参照。事前に要申請者情報登録 申 問 2月14日(火)までに、インターネット手続きで、住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業・電話番号・メールアドレス・希望のテーマ(希望順位を3つまで)・情報入手方法・応募動機(300～400字程度)を、東京

都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課 ☎03(5388)3076へ

### 市内農家の指導を受けて、自宅などで椎茸を育ててみませんか

日 3月4日(土) 午前10時～正午 対 市内在住者 定 15組(申し込み先着順) 費 1セット(原木15本、種駒500駒)7,500円 内 市民向け植菌講習会、市内椎茸農家が指導する椎茸植菌体験 備 考 原木と種駒の受け取りのみを希望する方は、当日午前9時～10時に東京南農業協同組合多摩支店へ 申 問 場 2月24日(金)までに、電話または直接、東京南農業協同組合多摩支店内多摩市椎茸生産組合事務局(関戸6-11-1) ☎(375)8211へ

### 都営住宅(地元割当)入居者

募集住宅 シルバーピア(単身) = 3戸 備 考 詳細は、2月16日(木)～27日(月)に、市役所1階案内・東庁舎2階都市計画課、聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所、永山公民館で配布の募集案内書参照 申 問 3月3日(金)必着の、郵送で、所定の申込書に必要事項を記入し、〒206-8666都市計画課 ☎(338)6817へ

東京都自殺相談ダイヤル  
～こころといのちのほっとライン～  
にご相談ください  
正午～翌朝午前5時30分  
☎(0570)087478  
※相談は無料です(別途通話料がかかります)

## 4月から個人情報保護制度の仕組みが変わります

問 文書法制課 ☎(338)6829

～これまでと変わらず安全管理は徹底します～

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)が改正され、これまでは複数の法律に基づいていた個人情報保護制度の法体系が、令和5年4月から個人情報保護法に一本化されます。

これに伴い、市は、改正後の個人情報保護法に対応するため、独自規定も取り入れた多摩市個人情報保護条例改正案を令和4年第4回定例会に提案し、議会の承認を受けました。

### 国の個人情報保護制度の概要

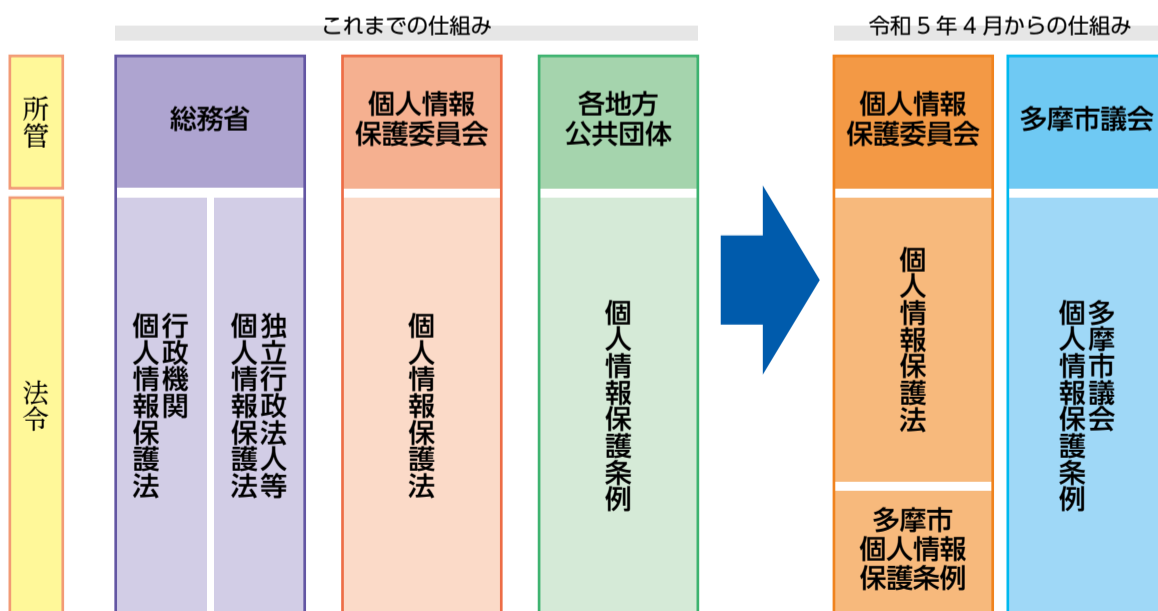
これまでは国の機関などは「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」により運用され、民間の事業者は個人情報保護法により運用されてきました。これらは、令和4年4月に個人情報保護法に一元化されています。

地方公共団体は団体ごとの条例により運用してきましたが、令和5年4月に議会を除き個人情報保護法に一元化されます。

### 多摩市の個人情報保護措置の変更点

議会を除く市の機関(市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、下水道事業管理者、農業委員会、固定資産評価審査委員会)については、個人情報保護法および多摩市個人情報保

### 個人情報保護制度見直しの全体像



護条例のもとで運用し、議会については、多摩市議会個人情報保護条例のもとで運用していきます。

個人情報保護法の改正によって、制度の仕組みは変わりますが、市としては、これまでと同様に安全管理措置を徹底し、市民の個人情報についてはこれまでと変わりなく保護をしていきます。

